

**令和元年度  
松江市原子力防災訓練**

**《松江市実施要領》**

松 江 市

# 令和元年度原子力防災訓練

【松江市】

## 《目的と経緯》

松江市地域防災計画、松江市原子力災害広域避難計画等に基づき、原子力防災対策を円滑に実施できるよう、防災関係機関の連携、防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図る。

今年度の訓練は、原子力災害対策特別措置法第13条の規定に基づき国が主体となつて行う原子力総合防災訓練が島根地域で開催されることから、国との合同訓練として実施する。

なお、昨年度までの訓練では、2県6市の合同訓練として、大規模な地震の発生との複合災害時における初動対応訓練や災害対策本部設置運営訓練、広域避難措置を円滑に実施するため、PAZ（島根原子力発電所からおおむね5km圏内）に含まれる地区の避難先である大田市及び奥出雲町をはじめ、UPZ（島根原子力発電所からおおむね30km圏内）の避難先自治体や防災関係機関相互の協力のもと、地域住民の避難誘導や避難措置、避難経路所・避難所の運営訓練、PAZのうち、学校生徒を対象とした緊急退避所への退避訓練や児童の保護者への引渡し訓練、一時集結所の開設運営訓練等を実施するとともに、緊急速報（エリア）メールをはじめとする多様な広報手段により、住民広報訓練等を実施した。

## 《実施日時》

令和元年度11月 8日（金） 14：00～18：50

令和元年度11月 9日（土） 8：30～18：00

令和元年度11月10日（日） 8：00～17：40

（学校への情報伝達訓練は、11月中旬までの間に実施）

## 《実施場所》

松江市役所本庁、支所<sup>※1</sup>、大田市、奥出雲町、岡山県倉敷市、公民館<sup>※2</sup>、市立女子高、市立小中学校及び義務教育学校、幼稚（保）園、保育所（園）、島根県原子力防災センター、島根原子力発電所 等

※1…鹿島支所、島根支所、美保関支所にて支所災害対策本部や現地災害対策本部を設置。

※2…生馬地区、古江地区、本庄地区、持田地区にて地区災害対策本部や現地災害対策本部を設置。

## 《参加機関》

鹿島自治連合会、島根地区自治会連合会、生馬地区町内会・自治会連合会、古江地区自治協会、本庄地区町内会連合会、持田地区自治会連合会、美保関町自治会連合会、松江市消防団、松江市町内会・自治会連合会、山陰ケーブルビジョン(株)、中国電力(株)、(公財)しまね国際センター、(福)かしま福祉会、(福)島根整肢学園、(福)しらゆり会、(福)坪内宝珠会、(福)ねむの木福祉会、(福)湖朋会、(福)嵩見保育所、(福)島根県社会福祉事業団、(福)比津ヶ丘保育園、(福)松江福祉会、(福)みずうみ、(福)松生会、(福)ナザレン愛児会、(公財)鉄道弘済会、(福)松尾保育所、(福)みつき福祉会、(福)みどり愛児会、(福)恵泉会、(福)虹の子福祉会、(福)上口福祉会、(福)松江福祉公社、(福)チャイルド福祉会、(福)恵生会、(福)竹矢福祉会、(福)ひよし福祉会、(福)乃木愛育会、(福)袖師保育所、(福)つわぶき、(学)朋和学園、(福)玉依会、(福)たけかや福祉会、(福)玉造厚生会、(福)はなぶさ、国立大学法人島根大学、日本赤十字社、(独)国立病院機構松

江医療センター、医療法人創健会、バンボハウス、(独)玉造病院、(株)ニチイ学館、(株)一畑電気鉄道株式会社、(株)蒼の地球、(株)一畑バス、(一社)島根県旅客自動車協会、島根県警察本部、松江警察署、原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、島根県、岡山県、岡山県倉敷市、松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市上下水道局、松江市ガス局、松江市交通局、松江市立病院等

## 《訓練想定》

『島根原子力発電所2号機(定格出力82万キロワット)において、定格熱出力一定運転中、11月8日(金)14時に島根県東部を震源とする地震(松江市内で震度6強)が発生し、原子炉が自動停止した。なお、この地震による津波は発生していない。

その20分後、送電線の故障が生じたことから外部電源が喪失し、原子炉給水ポンプ全台の停止(電源喪失)により警戒事態に該当する事象(原子炉給水機能の喪失)が発生した。

その後、残留熱除去系ポンプ(A)、原子炉隔離時冷却系ポンプ、非常用ディーゼル発電機の故障による警戒事象(警戒事態)が発生し、更に17時10分には高压炉心スプレイポンプの故障により原災法第10条事象(施設敷地緊急事態)に該当する事象(原子炉注水機能喪失のおそれ)が発生した。その後、11月9日(土)10時20分に残る残留熱除去系ポンプ(B及びC)が故障したことにより、原災法第15条事象(全面緊急事態)に該当する事象(原子炉注水機能の喪失)が発生した。その後、原子炉内部の放射性物質が外部に漏えいし、市内一部の地区でOIL2超過を確認した』という想定のもとで、訓練を行う。

注1) 上記の事象想定は、原子力防災訓練の実施にあたって、住民避難が必要となる事象を想定する必要があることから、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策(高压発電機やガスタービン発電機等の整備)や号機間の電源融通等は考慮せず、また、安全上重要な設備が次々に故障し、復旧しないという厳しい仮定をしている。

注2) 警戒事象(警戒事態)・・・原子力事業者防災業務計画に定める国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練での「警戒事象」は、「給水機能の喪失(AL22)」、「残留熱除去機能の一部喪失(AL23)」などを想定。

注3) 原災法第10条事象(施設敷地緊急事態)・・・原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象(原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生)が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練での「特定事象」は、「原子炉注水機能喪失のおそれ(SE22)」、「残留熱除去機能の喪失(SE23)」などを想定。

注4) 原災法第15条事象(全面緊急事態)・・・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失するなど、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられ、国において原子力災害対策本部が設置される事象。

今回の訓練という「異常な事象」は、「原子炉注水機能の喪失(GE22)」などを想定。

## 《訓練項目及び内容》

### 1. 初動対応訓練

発電所から安全協定等に基づく異常時の連絡や、国からの警戒事態発生等の連絡を受け、関係箇所への各段階に応じた通信連絡等を行う。

#### (1) 内部組織での通信連絡訓練

安全協定第10条に基づく異常時の連絡受信後、会議構成員、企業局、支所等への通信連絡を行う。

## (2) 外部機関との通信連絡訓練

島根オフサイトセンター、島根県、島根原子力発電所、広域避難先自治体、その他防災関係機関との間で、専用回線等を使用した通信連絡等を行う。

## 2. オフサイトセンター運営訓練

原子力総合防災訓練のシナリオに従い、警戒事態該当事象発生によるオフサイトセンター機能の確立、施設敷地緊急事態該当事象発生による機能班要員の派遣をはじめ、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への要員派遣により、防護措置に係る国、県及び市との具体的対策の検討、調整等を実施する。

【訓練対象】 オフサイトセンター派遣要員

## 3. 災害対策本部設置運営訓練

大規模な地震の発生を想定し、原子力発電所事故との複合災害時において、災害対策本部を設置し、各段階における市のとるべき措置等の検討を行う。

### (1) 本庁における原子力事故対策会議、災害対策本部設置運営訓練

本庁において、施設敷地緊急事態該当事象発生の通報連絡時及び全面緊急事態該当事象発生の通報連絡時等において国・県とのテレビ会議へ参加や、原子力事故対策会議及び災害対策本部会議の実施による災害関連情報の共有、市のとるべき措置等についての検討を行う。会議決定事項等は支所・地区災害対策本部、島根県、全企業局、消防本部等へ伝達する。

なお、会議の実施にあたっては、シナリオ提示型の訓練とし、発話内容をあらかじめ各部局で検討したうえで行う。

### (2) 支所・地区における災害対策本部等設置運営訓練

本庁の災害対策本部会議における会議決定事項等により、支所・地区災害対策本部及び現地災害対策本部において、災害関連情報及び本庁災害対策本部会議決定事項を共有し、とるべき措置等について検討する。

また、本庁の災害対策本部と連携し、一時集結所の開設・運営、安定ヨウ素剤の配布等を行う。

## 4. 広報活動訓練

### (1) 住民への広報訓練

市が持つ複数の広報媒体を活用し、災害発生時や避難指示等の実施時において、住民への迅速かつ的確な情報伝達を行う。

#### 【広報手段】

防災行政無線（同報系）、広報車、松江市行政情報告知システム（おしらせ君）、防災メール、松江市 HP、松江市防災情報 twitter、外国人向け Facebook、緊急速報（エリア）メール、ケーブルテレビ、（公財）しまね国際センターメールマガジン・HP  
※国際文化観光都市という地域特性から、メールマガジンでは外国語（中国語・タガログ語・英語・ポルトガル語・ベトナム語）を交えて実施する。

#### 【対象地区】

全市域

※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。

※広報手段毎の対象地区については、6. 避難行動要支援者の避難措置等訓練、7. P A Z 住民の広域避難訓練及び8. U P Z 住民の広域避難訓練の訓練計画を踏まえて実施する。

## 5. 原子力災害医療活動訓練

(1) 安定ヨウ素剤搬送・服用訓練

6. 避難行動要支援者の避難措置等訓練、7. P A Z住民の広域避難訓練及び8. U P Z住民の広域避難訓練に併せて、支所・地区災害対策本部へ安定ヨウ素剤を搬送し、一時集結所において配布等を行う。

【対象地区】

P A Z：鹿島地区、島根地区、生馬地区及び古江地区

U P Z：本庄地区、持田地区及び美保関地区

## 6. 避難行動要支援者の避難措置等訓練

(1) P A Zにおける在宅の避難行動要支援者の避難措置等訓練

P A Z内各地区において、在宅の施設敷地緊急事態要避難者を想定し、松江市消防団の協力や実動組織の支援により、陸路・空路による広域避難先等への搬送を行う。

なお一部地区では、避難の実施により健康リスクが高まると判断される者を想定し、近隣の放射線防護対策施設へ移動後、避難の準備を整えた上で広域避難を実施する。

【対象地区】

鹿島地区、島根地区、生馬地区、古江地区

【訓練概要】

①鹿島地区

在宅の施設敷地緊急事態要避難者を鹿島地区住民が模擬し、松江市消防団の協力により、住宅（模擬）から放射線防護対策施設（（社福）かしま福祉グループホームあとむ苑）へ陸路により搬送し、避難の準備を整えたうえで、あとむ苑から広域避難先（大田市）へ福祉車両で陸路により避難する。

②島根地区

在宅の傷病者を職員が模擬し、陸上自衛隊により、住宅（模擬）から一時集結所兼臨時ヘリポートであるマリゲートしまねへ陸路により搬送後、仮想医療機関（奥出雲町）へ自衛隊機で空路により搬送する。

③生馬地区

在宅の施設敷地緊急事態要避難者及び支援者を生馬地区住民が模擬し、松江市消防団の協力により、住宅（模擬）から放射線防護対策施設（（社福）島根整肢学園東部島根医療福祉センター）へ陸路により搬送し、避難の準備を整えたうえで、東部島根医療福祉センターから広域避難先（大田市）へ福祉車両で陸路により避難する。

④古江地区

模擬の在宅の施設敷地緊急事態要避難者を、住宅（模擬）から広域避難先（大田市）へ福祉車両で陸路により搬送する。

(2) U P Zにおける在宅の避難行動要支援者の避難措置等訓練

U P Zにおける訓練では、8. U P Z住民の広域避難訓練に併せて訓練を実施することとし、在宅の避難行動要支援者は支援者からの支援により一時集結所への参集後、広域避難先へ広域避難を行う。

【対象地区】

本庄地区、持田地区、美保関地区

## 7. PAZ住民の広域避難訓練

島根原子力発電所事故が進展し、全面緊急事態による避難指示の発出後、PAZ内各地区（鹿島地区、島根、生馬及び古江地区）の住民を対象に、一時集結所への参集、バスによる広域避難先への広域避難訓練を行う。

対象地区	参加住民数	一時集結所	避難経由所	避難所
鹿島	300名	御津交流館 片句集会所 手結集会所 恵曇集会所 古浦集会所 鹿島文化ホール 鹿島武道館 鹿島東小学校 上講武公会堂	大田市第一中学校	大田市民会館
島根	60名	マリンゲートしまね	奥出雲町横田公園	横田コミュニティセンター
生馬	60名	生馬小学校	大田市長久小学校	大田市民会館
古江	80名	古江小学校	大田市朝波小学校	大田市民会館

## 8. UPZ住民の広域避難訓練

発電所から環境中へ大量の放射性物質が放出され、OIL2超過を確認後、本庄地区、持田地区、美保関地区に一時移転指示が出たことを想定し、各地区住民を対象に、一時集結所への参集、バスによる広域避難先への広域避難訓練を行う。

なお、バスの調達に際しては、島根県外バス事業者からのバス調達を想定し、(公社)岡山県バス協会の協力により調達したバスによる広域避難を実施する。

対象地区	参加住民数	一時集結所	避難経由所	避難所
本庄	40名	本庄小学校	水島発電所 (仮想水島緑地福田公園とする)	倉敷市立福田南中学校
持田	40名	持田小学校		
美保関	40名	美保関東保育所		

なお、島根地区において、「7. PAZ住民の広域避難」訓練に合わせ、島根地区自治会連合会等の主催によるUPZ住民の屋内退避訓練及び原子力防災学習会を別途実施予定。

## 9. 学校の児童生徒引渡し訓練・学校の児童生徒引渡し準備訓練

### (1) 学校の児童生徒引渡し訓練

10. 関係機関等への情報伝達訓練により、学校は、市からの指示を受けた後、学校で策定しているマニュアルに従い、児童生徒の屋内集合、人数確認等を実施し、保護者への引渡しの確認（在校児童・生徒の名簿作成、連絡先・連絡手段の確認等）、引渡しに伴う保護者や車両の誘導に係る準備を行う。

学校は、保護者へ迎えを要請し、到着した車両及び保護者を誘導し児童生徒を引渡しを行う。

なお、屋内集合完了後、保護者引渡しまでは、11. 原子力防災学習会により原子力防災学習を行う。

#### 【対象校】

鹿島東小学校

### (2) 学校の児童生徒引渡し準備訓練

10. 関係機関等への情報伝達訓練により、学校は、市からの指示を受けた後、学校で策定しているマニュアルに従い、児童生徒の屋内集合を行い、人数確認等を実施し、保護者への引渡しの確認（在校児童生徒の名簿作成、連絡先・連絡手段の確認等）、引渡しに伴う保護者や車両の誘導に係る準備をし、保護者へ行う。

なお、屋内集合完了後、11. 原子力防災学習会により原子力防災学習を行う。

#### 【対象校】

(1) の対象校を除く市内小学校、中学校、高等学校及び義務教育学校

## 10. 関係機関等への情報伝達訓練

市全域の関係施設等への情報伝達訓練を実施する。

※幼稚（保）園・保育所（園）、公民館、松江市町内会・自治会連合会、消防団、観光施設等への情報伝達訓練は11月8日（金）に実施する。

※学校への情報伝達訓練は11月中旬までの間に実施する。

### (1) 学校、幼保施設

学校での訓練においては、松江市教育委員会から、防災行政無線等を活用した緊急時通報訓練を行う（本訓練に併せて9. 学校の児童生徒引渡し訓練・学校の児童生徒引渡し準備訓練及び11. 原子力防災学習会を実施する）。

幼保施設での訓練においては、松江市から、防災行政無線等を活用した緊急時通報連絡訓練を行う。

#### 【対象校】

(高 校) 市内全市立高校・・・(全1校)

女子高

(中学校) 市内全市立中学校・・・(全16校)

鹿島中、湖北中、島根中、第一中、第二中、第三中、第四中、玉湯中、本庄中、湖南中、湖東中、美保関中、宍道中、宍道中大野原分校、八雲中、東出雲中

(小学校) 市内全市立小学校・・・(全34校)

佐太小、恵曇小、鹿島東小、生馬小、古江小、法吉小、島根小、城北小、秋鹿小、持田小、内中原小、大野小、母衣小、川津小、中央小、雑賀小、乃木小、津田小、玉湯小、本庄小、朝酌小、古志原小、大庭小、竹矢小、美保関小、来待小、忌部小、来待小大野原分校、大谷小、八雲小、宍道小、出雲郷小、揖屋小、意東小

(義務教育学校) 市内全義務教育学校・・・(全2校)

八束学園（前期・後期）、島根大学附属義務教育学校（前期・後期）

(幼稚（保）園) 市内全市立幼稚園他・・・(全28園)

佐太幼、講武幼、古江幼、城北幼、秋鹿幼、城西幼保、持田幼、大野幼、母衣幼、川津幼、中央幼、雑賀幼、津田幼、玉湯幼、朝酌幼、本庄幼、古志原幼、大庭幼、竹矢幼、忌部幼、大谷幼、やくも幼保、出雲郷幼、揖屋幼、意東幼、幼保園のぎ、しんじ幼保、島根大学附属幼

(保育所（園）) 市内全市立保育所（園）他・・・(全89所（園）)

しらゆり千鳥保育園、たまちこども園、たまち乳児保育園、たまち母衣保育園、城東保育所、あおぞら保育園、にじいろ保育園、育英北幼稚園、ニチイキッズ乐山保育園、笑美保育所、しらゆり第2保育園、嵩見保育所、しらとり保育所、比津ヶ丘保育園、比津ヶ丘保育園融合センター、比津ヶ丘保育園わらべのその、法吉保育所、みずうみ保育園、みずうみ第2保育園、みのり黒田保育園、浜佐田保育園、みのり保育園、みのり乳児保育園、ふたば第一こども園、ふたば第二こども園、本庄保育所、御津保育所、恵曇保育所、マリン保育所、野波保育所、美保関西保育所、美保関東保育所、やつか保育園、白瀉保育所、松江ナザレン保育園、松江認定こども園、松原保育園、松

尾保育所、みつき保育園、みつき乳児保育園、みつき中央保育園、みどり保育所、愛  
恵保育園、虹の子保育園、運動公園前保育所チャイルド、ふたば古志原こども園、こ  
ばと保育園、なかよし保育園、しらゆり第3保育園、わかたけ保育園、ひよし第2保  
育園、袖師保育所、のぎこども園、乃木保育所、みつき田和山保育園、みつき田和山  
夜間保育園、みつき田和山第2保育園、ふたば第三こども園、なの花保育園のぎ、育  
英保育園、育英幼稚園、しらゆり保育園、なの花保育園、つわぶきこども園、シオン  
こひつじ保育園、たけかや保育園、ひよし保育園、湯町保育園、玉湯さくら保育園、  
第2玉湯さくら保育園、揖屋保育園、意東保育園、出雲郷保育園、錦新町保育園、み  
つき出雲郷保育園、松江赤十字病院保育所、国立病院機構松江医療センターさくら保  
育園、松江市立病院院内保育所たわやまっこ、社会福祉法人みずうみ企業内保育園、  
玉造病院まがたまキッズ保育園、ニチイキッズまつえ上乃木保育園、松江北ひまわり  
保育園、キッズいちばた、松江南ひまわり保育園、つむぎ保育園、バンボハウス、あ  
いあいルーム（子育て支援センター）、あおのほし、いっしょに子育て研究所  
（学校施設・幼保施設合計全170施設）

## （2）公民館

松江市から、各公民館へ、防災行政無線等を活用した緊急時通報連絡訓練を行う。

### 【対象】

川津公民館、朝酌公民館、本庄公民館、持田公民館、城東公民館、城北公民館、城西公  
民館、法吉公民館、生馬公民館、古江公民館、秋鹿公民館、大野公民館、雑賀公民館、  
朝日公民館、白潟公民館、乃木公民館、忌部公民館、竹矢公民館、津田公民館、大庭公  
民館、古志原公民館、鹿島公民館、島根公民館、美保関公民館、八雲公民館、玉湯公民  
館、宍道公民館、八束公民館、出雲郷公民館、揖屋公民館、意東公民館、上意東公民館  
（全32公民館）

## （3）松江市町内会・自治会連合会

松江市から、各松江市町内会・自治会連合会長へ、各会長宅に設置してあるFAX、  
電話等を活用した情報伝達訓練を行う。

### 【対象地区】

城東地区、城北地区、城西地区、白潟地区、朝日地区、雑賀地区、津田地区、古志原地  
区、川津地区、朝酌地区、法吉地区、竹矢地区、乃木地区、忌部地区、大庭地区、生馬  
地区、持田地区、古江地区、本庄地区、大野地区、秋鹿地区、鹿島地区、島根地区、美  
保関地区、八雲地区、玉湯地区、宍道地区、八束地区、東出雲地区  
（全29地区）

## （4）消防団

松江市消防本部から、消防団長、各方面団長へ、防災行政無線等を活用した緊急時通  
報連絡訓練を行う。

### 【対象】

消防団長、松江橋北方面団、松江橋南方面団、鹿島方面団、島根方面団、美保関方面団、  
八雲方面団、玉湯方面団、宍道方面団、八束方面団、東出雲方面団  
（全11名）

## （5）観光施設

松江市から、（一社）松江市観光協会及び市所管観光施設の指定管理者へ、一斉送信F  
AXを活用した緊急時情報伝達訓練を行う。

### 【対象】

(一社) 松江観光協会、(株)山陰中央新報社、忌部空山地域振興協議会、(株)一畑パーク、北陽ビル管理(株)、美保関観光(株)、(株)サンライズ美保関、(株)さんびる、合同会社ホットランドやくも、(株)玉造温泉ゆうゆ、(一財) 宍道湖西岸森と自然財団、(株)きまち湯治村、鹿島町産業振興協同組合、NPO 法人東出雲まちなちの駅女寅

(全 14 機関)

## 11. 原子力防災学習会

原子力防災に関する知識普及のため、9. 学校の児童生徒引渡し訓練・学校の児童生徒引渡し準備訓練に併せて、各学校において原子力防災学習会を開催する。

### 【対象】

(学校の児童・生徒引渡し準備訓練)

松江市立の全小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、島根大学附属義務教育学校

## ☆国、県及び中国電力等が主体となって行う主な訓練

### 1. 初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練)【県庁、OFC、市役所本庁及び各支所】

- ・複合災害時における国及び自治体関係機関が連携した初動対応手順について確認するとともに、併せて通信連絡訓練を行う。
- ・県、市において災害対策本部を設置するとともに、事態の進展に応じた活動を行う。

### 2. 避難退域時検査訓練(大山パーキング)

- ・原子力災害発生時におけるOIL判断に基づく住民の一時移転にあたって、避難退域時検査(車両検査)を実施する。

### 3. 学校等の避難措置等訓練

- ・学校等での緊急時の通信連絡手順等を確認し、災害時における児童等の安全確保対策の円滑な実施を図るため、県立学校及び関係 4 市教育委員会に対する情報伝達訓練を実施する。

### 4. 避難行動要支援者の避難措置等訓練

- ・在宅の避難行動要支援者について、放射線防護対策を講じた施設(特別養護老人ホームあとも苑、東部島根医療福祉センター)にて避難準備を整えた上で、島根県が確保した福祉車両を用いた広域避難訓練を実施する。

### 5. 緊急時モニタリング訓練(島根県原子力環境センター及び島根県原子力防災センター)

- ・原子力災害発生時の緊急時モニタリング体制を迅速に確立できるよう、異常事態発生から施設敷地緊急事態に至るまでの間の初動対応及び放射性物質放出後のモニタリング活動について、「島根県緊急時モニタリング計画」及び「島根県緊急時モニタリング実施要領」に定める手順の確認・習熟を図る。

### 6. 被ばく傷病者搬送訓練

- ・原子力災害発生時に発生した交通事故を想定し、松江市消防本部と自衛隊の連携により、被ばくが想定される傷病者の搬送訓練を実施する。

### 《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。